川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市規則第８１号

川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市市民館の使用料、利用料金等に関する規則（令和７年川崎市規則第４８号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

１　ホール

種別	品名	金額	回数	単位	付記
音響設備	拡声装置	１，８４０円	1	１式	
	補助ミキサー	６１０円	1	１台	
	ダイナミックマイクロホン	２４０円	1	１本	
	コンデンサーマイクロホン	７３０円	1	１本	
	ワイヤレスマイクロホン	１，３５０円	1	１本	
	ディスク・プレーヤー	６１０円	1	１台	レコード、ＣＤ等の再生専用
	録音再生機器	６１０円	1	１台	テープ、ＭＤ等の録音再生用
	音響効果装置	６１０円	1	１台	マイクロホン用３点吊装置
		６１０円	1	１台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
		６１０円	1	１台	可搬型スピーカー類
		６１０円	1	１台	ランニング装置
		６１０円	1	１台	その他の装置
	ボーダーライト	４８０円	1	１列	

照明設備	アッパーホリゾントライト	７３０円	1	1列	
	ロアーホリゾントライト	４８０円	1	1列	
	サスペンションライト	1，２３０円	1	1列	
	プロセニアムスポットライト	1，２３０円	1	1列	宮前に限る。
	トーメンタルスポットライト	1，２３０円	1	1式	宮前に限る。
	フットライト	２４０円	1	1列	宮前に限る。
	シーリングスポットライト	1，２３０円	1	1列	
	フロントサイドスポットライト	1，２３０円	1	1式	
	スポットライト	１２０円	1	1台	０．５キロワット以下
		２４０円	1	1台	０．５キロワットを超え１．０キロワットまで
		３６０円	1	1台	１．０キロワットを超えるもの（幸に限る。）
	ピンスポットライト	1，２３０円	1	1台	
	照明効果装置	４８０円	1	1台	ミラーボール
		４８０円	1	1台	リップルマシン
		４８０円	1	1台	オーロラマシン
		４８０円	1	1台	ストロボマシン
		４８０円	1	1台	エフェクトマシン

		４８０円	1	1台	ミニプロフィール
		４８０円	1	1台	その他の装置
	ディスク	１２０円	1	1枚	
	先玉	１２０円	1	1個	
	元玉	１２０円	1	1個	幸に限る。
舞台設備	演壇	３６０円	1	1式	
	司会者台	２４０円	1	1台	
	反響板	1，８４０円	1	1式	照明付
	指揮台	１２０円	1	1台	
	指揮者用譜面台	１２０円	1	1台	
	譜面台	６０円	1	1台	
	譜面灯	６０円	1	1台	宮前に限る。
	椅子	２４円	1	1脚	
	コントラバス用椅子	６０円	1	1脚	
	長机	１２０円	1	1脚	
	所作台	2，４６０円	1	1式	
	平台	１２０円	1	1台	
	足	１２円	1	1個	
	松羽目	1，２３０円	1	1式	宮前に限る。
	鳥屋囲	６１０円	1	1式	宮前に限る。
	金屏風	1，２３０円	1	1双	
	銀屏風	1，２３０円	1	1双	宮前に限る。
	紅白幕	２４０円	1	1枚	宮前に限る。
	浅黄幕	２４０円	1	1枚	宮前に限る。
	紗幕	２４０円	1	1枚	宮前に限る。
	もうせん	３６０円	1	1枚	
	長座布団	１２０円	1	1枚	
	高座用座布団	１２０円	1	1枚	

	座布団	２４円	1	1枚	
	上敷	１２０円	1	1枚	
	大太鼓	２４０円	1	1式	
	ピアノ	6，１６０円	1	1台	フルコンサート（調律別）
	スクリーン	２４０円	1	1張	
	浴室	６１０円	1	1室	
その他	映写機	９７０円	1	1台	１６ミリ
	液晶プロジェクター	1，８４０円	1	1台	幸に限る。
	持込器具	１２０円	1	1キロワット	

２　大会議室

品名	金額	回数	単位	付記
拡声装置	1，８４０円	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤー マイクロホン
照明設備	1，２３０円	1	1式	宮前に限る。
ピアノ	3，６９０円	1	1台	セミコンサート（調律別）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。